

## 保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年10月30日

大阪税関長 大内聰

被許可者の名称及び住所	保税蔵置場の名称及び所在地	更新した期間
有限会社滝川運輸 和歌山県和歌山市木ノ本340番地5	有限会社滝川運輸 関西空港 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 国内貨物代理店ビル1F	自 令和 5年 11月 1日 至 令和 6年 10月 31日
宝梱包株式会社 京都府京都市伏見区横大路六反畷6番地の6	宝梱包株式会社 コンテナセンター 京都府京都市伏見区横大路龍ヶ池47番5、49番、50番、51番2、58番	自 令和 5年 11月 1日 至 令和 11年 10月 31日